

# 歴史的風土保存区域・特別保存地区

## (1) 制度概要

本制度は、「古都」における「歴史的風土」を後世に引き継ぐべき国民共有の文化的資産として適切に保存するため、区域内での開発行為を規制すること等により、古都における歴史的風土を保存する【古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法】(古都保存法)、【明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法】(明日香村特別措置法)。特別保存地区は、都市計画の地域地区の一つ【都市計画法第8条】。

古都保存法における「古都」とは、わが国往時の政治・文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村で、以下の都市が定められている。

### 古都（指定都市）

京都府	京都市
奈良県	奈良市、天理市、橿原市、桜井市、生駒郡斑鳩町、高市郡明日香村
滋賀県	大津市
神奈川県	鎌倉市、逗子市

※ 明日香村は、昭和54年に【明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法】(明日香村特別措置法)が制定されたため、保存区域・特別保存区域ともに古都保存法の対象から明日香村特別措置法の対象へ移行している。

国土交通大臣が「歴史的風土保存区域」を指定する。区域内での一定の行為には、府県知事(政令市においては市長。以下同じ)への届出が必要となる。保存区域内の特に重要な地域について、府県知事等は、都市計画に「歴史的風土特別保存地区」を指定する【古都保存法第8条】。特別保存地区では、一定の行為に対して府県知事等の許可が必要となる。許可が受けられないため損失を受けた場合には、その損失が補償される。

## (2) 指定状況

H18年度以降、指定の追加や変更はない。

表1 (指定数 県別) 歴史的風土保存区域

都道府県	区域数	面積(ha)
神奈川県	5	989.0
(うち 鎌倉市)	(5)	(982.2)
(うち 逗子市)	(1)	(6.8)
滋賀県(大津市)	5	4,557.0
京都府(京都市)	14	8,513.0
奈良県	8	6,024.0
(うち 奈良市)	(3)	(2,776.0)
(うち 天理市)	(1)	(1,060.0)
(うち 橿原市)	(1)	(426.0)
(うち 桜井市)	(3)	(1,226.0)
(うち 斑鳩町)	(1)	(536.0)
合計	32	20,083.0

※ 令和6年3月31日現在

※ 明日香村を除く

※ 鎌倉市と逗子市に地区重複1箇所あり

※ 天理市と桜井市に地区重複1箇所あり

表 2 (指定数 県別) 歴史的風土特別保存地区

都道府県	地区数	面積 (ha)
神奈川県(鎌倉市)	13	573.6
滋賀県(大津市)	9	505.7
京都府(京都市)	24	2,861.0
奈良県	14	2,488.1
(うち 奈良市)	(6)	(1,809.0)
(うち 天理市)	(2)	(82.2)
(うち 橿原市)	(4)	(212.0)
(うち 桜井市)	(1)	(304.0)
(うち 斑鳩町)	(1)	(80.9)
合計	60	6,428.4

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

※ 明日香村を除く

表 3 (指定数 明日香村) 歴史的風土保存地区

都道府県	都市名	第 1 種歴史的風土保存地区		第 2 種歴史的風土保存地区	
		地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)
奈良県	明日香村	4	125.6	1	2,278.4
合計		4	125.6	1	2,278.4

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

表 4 (指定面積の推移) 歴史的風土保存区域

年度	新規・変更				累積				備考
	都市数	区域数	地区数	面積 (ha)	都市数	区域数	地区数	面積 (ha)	
S41	4	4	16	9,652.0	4	4	16	9,652.0	
42	4	1	5	3,125.0	8	5	21	12,777.0	保存地区：S54 年度まで明日香村含む (391.0ha)
43	-	-	1	341.0	8	5	22	13,118.0	
46	-	-	-	505.0	8	5	22	13,623.0	保存地区：明日香村面積変更 (+527.0ha, 総面積 918.0ha)
47	-	-	-	248.0	8	5	22	13,871.0	
55	-1	-	-1	-918.0	7	5	21	12,953.0	明日香法制定により、明日香村除外 (保存地区-918.0ha)
57	-	-	-	9.0	7	5	21	12,962.0	
61	-	-	-	13.0	7	5	21	12,975.0	
H7	-	-	6	2,518.0	7	5	27	15,493.0	面積増加は京都市の拡大によるもの
11	1	-	-	33.0	8	5	27	15,526.0	
16	1	1	5	4,557.0	9	6	32	20,083.0	新規指定は大津市

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在

※ 記載以外の年度には指定の変更・増減が無い

※ 明日香村は除くが、明日香法制定以前の S42～S54 年度までは集計表に含む

表 5 (指定面積の推移) 歴史的風土特別保存地区

年度	新規・変更			累積			備考
	都市数	地区数	面積 (ha)	都市数	地区数	面積 (ha)	
S41	2	19	1,557.2	2	19	1,557.2	
42	2	6	1,448.9	4	25	3,006.1	
43	4	9	658.2	8	34	3,664.3	明日香村含む(60.0ha)
44	-	1	100.0	8	35	3,764.3	
45	-	1	37.0	8	36	3,801.3	
46	-	-	42.0	8	36	3,843.3	H46年度明日香村面積変更 (総面積 102.0ha)
50	-	-	45.5	8	36	3,888.8	明日香法制定
55	-1	-2	-102.0	7	34	3,786.8	明日香村除外(-102.0ha)
57	-	1	441.0	7	35	4,227.8	
63	-	4	304.9	7	39	4,532.7	
H8	-	12	1,387.0	7	51	5,919.7	
15	-	-	3.0	7	51	5,922.7	
18	1	9	505.7	8	60	6,428.4	新規指定は全て大津市

※ 令和6年3月31日現在

※ 記載以外の年度には指定の変更・増減が無い

※ 明日香村は除くが、明日香法制定以前の S43～S54 年度までは集計表に含む

